

静岡県立大学大学院協議会規程

平成19年4月1日 規程第27号

改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第10条の規定に基づき、静岡県立大学大学院協議会（以下「協議会」という。）の組織、所掌事項及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、次の次号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 学府長
- (4) 各研究院長
- (5) 学生部長
- (6) 研究科専攻又は学府専攻ごとに選出された教授1名
- (7) 事務局長

2 前項の場合において、副学長を置くときは、当該副学長を協議会の委員とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院の企画に関する事項
- (2) 研究科、学府、研究院又は専攻の設置、廃止その他組織等に関する事項
- (3) 大学院の学生に関する事項
- (4) 各研究科委員会、学府委員会及び各研究院委員会の連絡調整に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

(任期)

第4条 教授であることによって委員となった者の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

3 第1項の委員は、任期は満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引続きその職務を行う。

(会議)

第5条 協議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、学長の指名する委員がその職務を代行する。

(協議会の成立及び議決)

第6条 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、協議会が特に重要と認めた事項については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(委員以外の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、協議会の議を経て、委員以外の者に会議に出席を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第8条 協議会は、議事録を作成する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。